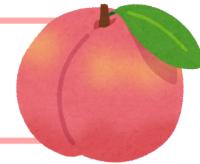


# 市改植事業における特産果樹の品種制限について



## 特産果樹の品種制限の導入 (★令和9年度予定★)

- 市の改植事業においては、収益性の高い『振興品種』への新植・改植をより効果的・計画的に進めるため、補助単価の高い『国の改植事業』の活用を促進することを目的に、まずは、令和5年度よりりんごの補助対象を原則、振興品種以外としました。
- 令和9年度からは、特産果樹についても、りんごと同様に、補助対象を原則、振興品種以外といたします（予定）。
- 令和9年度に、特産果樹の振興品種の新植・改植を予定している方は、令和8年度の国改植事業の活用をご検討ください（※）。

※新植・改植の前年度（令和8年度）に国改植事業の申請が必要です。

## 市改植事業（りんご及び特産果樹）の対象品種・補助金額

【原則】：補助対象は果樹産地振興協議会が定める振興品種以外の品種のみ。

【例外】：①遊休農地の活用や②第三者からの園地継承により、突発的に引き継ぐことになった園地で新植・改植を行う場合は、振興品種でも補助対象。

		令和9年度から	令和8年度まで
対象品種 (丸葉・わい化共通)		原則、振興品種以外	原則、振興品種以外
りんご	補助金額	丸葉 8万円/10アール以内	8万円/10アール以内
		わい化 16万円/10アール以内	16万円/10アール以内
特産果樹		原則、振興品種以外	
補助金額		8万円/10アール以内	
果樹未収益期間 栽培管理	補助金額	10万円/10アール以内	

※補助金額等については、令和8年2月時点の予定であり、変更の可能性があります。

## 【参考】国事業（果樹経営支援対策事業）の支援内容（10a当たり）

内容		改植	新植
りんご	丸葉	17万円	15万円
	わい化	33万円	32万円
	高密植低樹高	53万円	52万円
	超高密植	73万円	71万円
主要落葉果樹	※ぶどう、桃等	17万円	15万円
その他果樹		定率の1/2以内	
果樹未収益期間栽培管理		定額22万円	



※振興品種とは、果樹産地振興協議会が生産振興する優良品種のことです。詳細は下記までお問合せください。

- ・つがる弘前農協 農業振興課  
TEL 82-1090
- ・相馬村農協 農業振興課兼審査課  
TEL 84-3215
- ・津軽みらい農協 石川グリーンセンター指導係  
TEL 92-3311